

第 1 消火器具

凡 例

無印 : 法令基準等

防火に関する規定に係る法令又は通知等により運用を示されている事項

★ : 指導基準

当消防本部が消防機関として有する過去の火災事例等に係る知見及び技術的背景等を踏まえ、防火対象物の用途特性等から生じる潜在危険或いは消防用設備等の特性等に鑑み、防火安全性の向上を図ることを目的として定めた行政指導事項

1 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「消火器具」とは、消火器と簡易消火用具の総称をいう。
- (2) 「消火器」とは、水その他消火剤「以下「消火剤」という。」を圧力により放出して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充填された本体容器及びこれに付属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火用具を除く。）であって、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器規格省令」という。）の規定に適合するものをいう。
- (3) 「大型消火器」とは、能力単位の数値が、消火器規格省令第1条の2第13号に規定するA火災に適応するものにあつては10以上、同条第14号に規定するB火災に適応するものにあつては20以上であつて、第1-1表の消火剤の量を有する消火器をいう。

第1-1表

消火剤	消火剤の量
水又は化学泡	80ℓ以上
機械泡	20ℓ以上
強化液	60ℓ以上
ハロゲン化物	30 kg以上
二酸化炭素	50 kg以上
粉末	20 kg以上

- (4) 「簡易消火用具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩をいう。
- (5) 「水消火器」とは、水（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する浸潤剤（以下第1において「浸潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (6) 「酸アルカリ消火器」とは、消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (7) 「強化液消火器」とは、消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (8) 「泡消火器」とは、消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (9) 「ハロゲン化物消火器」とは、消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (10) 「二酸化炭素消火器」とは、液化二酸化炭素を圧力により放出して消火を行う消火器をいう。
- (11) 「粉末消火器」とは、消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- (12) 「加圧式の消火器」とは、加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放出するものをいう。
- (13) 「蓄圧式の消火器」とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等の圧力又は消火器に充填された消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。
- (14) 「A火災」とは、木材、紙類、繊維等の通常の可燃物の火災をいう。
- (15) 「B火災」とは、法別表第1に掲げる第4類の危険物並びに危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。
- (16) 「C火災」とは、電気設備等の火災をいう。
- (17) 「D火災」とは、金属火災のことをいい、鉄、アルミニウム、マグネシウム、カリウム等の火災をいう。

2 一般事項

- (1) 規則第6条第4項に規定される「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」は、次によること
- ア 変圧器、配電盤の使用電圧については、交流にあっては 600V を、直流にあっては 750V を超えるものであること。
- イ 「その他これらに類する電気設備」は、発電機又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変声器等をいう。以下同じ。）及び蓄電池設備のうち、次に掲げるものを除くものをいう。
- (イ) 配電盤、分電盤又は制御盤のみのも
 - (ロ) 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生する恐れのないもの
 - (ハ) 蓄電池設備で、その容量が、20kw 時以下のもの
 - (ニ) 配線、照明、電動機等
 - (ホ) 急速充電設備で全出力が 20kw 以下のもの
- (2) 規則第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」については、次によること。
- ア ボイラー及び乾燥設備は、規模や容量に係らず小規模なものが設置された室も対象となること。
ただし、給湯を目的とするボイラーについては、入力が 70kw 以上のものに限る。★
- イ 「その他多量の火気を使用する場所」は、次によること。
ただし、仕様等により火災の予防上支障がない設備等と認められるものを使用する場所は除く。
- (イ) 業務用の厨房（IH機器、電気フライヤー等を含む。焼肉店等の客席において使用するロースター等は含まれないこと。★）
 - (ロ) 学校の家庭科室等（IH機器の場合は、2台以上設置されている場合に限る。★）
 - (ハ) 営業用食品加工炉、工業炉等を設置する場所
 - (ニ) かまど、熱風炉を設置する場所
 - (ホ) 放電加工機を設置する場所
 - (ヘ) 簡易サウナ設備を設置する場所（個人が設けるものを除く。）
 - (セ) 一般サウナ設備を設置する場所（個人の住宅に設けるものを除く。）
 - (シ) 浴場の火焚場（個人の住宅に設けるものを除く。）
 - (ス) 火葬場のかま場
 - (セ) 焼却炉を設置する場所
 - (ソ) その他通常の状態において溶接機、ガスバーナー等を使用する場所、火花が生じる設備を使用する場所等上記に準ずる場所（例 板金作業場、歯科技工室等）

3 能力単位

規則第6条に規定する能力単位は、次によること。

- (1) 第1-2表の防火対象物等の区分に応じ、次の式により能力単位を算出すること。

$$\text{消火器の能力単位} \geq \frac{\text{延べ面積又は床面積}}{\text{下表に掲げる数値}}$$

第1-2表

防火対象物等の区分	面積
(1)項イ、(2)項、(16の2)項、(16の3)項及び(17)項	50 m ² ※
(1)項ロ、(3)項から(6)項、(9)項及び(12)項から(14)項	100 m ² ※
(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項	200 m ² ※
鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	25 m ²

※ 特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものは、面積を2倍の数値とする。

- (2) 簡易消火用具の能力単位は、第 1-3 表により算出すること。

第 1-3 表

種 別	容 量	能力単位
水バケツ	8ℓ以上のものを 3 個	1
水槽	80ℓ以上水槽 1 個と 8ℓ以上の消火専用バケツ 3 個以上	1.5
	190ℓ以上水槽 1 個と 8ℓ以上の消火専用バケツ 6 個以上	2.5
乾燥砂	50ℓ以上の一塊とスコップ	0.5
膨張ひる石又は 膨張真珠岩	160ℓ以上の一塊とスコップ	1

- (3) 変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、電気設備がある場所の床面積 100 m²以下ごとに令別表第 2 の電気火災に適應するものを 1 個設けること。
- (4) 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うものにあつては、第 1-4 表により算出すること。

第 1-4 表

区 分	能 力 単 位
少量危険物	貯蔵し、又は取扱う少量危険物の数量を危政令第 1 条の 11 に規定する指定数量で除して得た数以上の数値
指定可燃物	貯蔵し、又は取扱う指定可燃物の数量を危政令第 1 条の 12 に規定する数量の 50 倍で除して得た数以上の数値

4 消火器具の能力単位の減少

- (1) 消火器具の設置を要する防火対象物又はその部分に他の消火設備等を設置した場合は、規則第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき第 1-4 表のとおり消火器具の能力単位の数値の減少をすることができる。ただし、消火設備等の適應性が設置すべき消火器具の適應性と同一である場合に限る。なお、消火設備等の適應性については、第 1-5 表によること。(例：電気設備を設ける場所に屋内消火栓設備が設置されている場合、適應性が異なるため減免の対象とはならないものである。)

第 1-4 表

減免の要件	減免できる能力単位の数値等
大型消火器の有効範囲内の部分	2 分の 1
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（注 1）、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の有効範囲内の部分	3 分の 1（注 2） 大型消火器を設置しないことができる。

- 注 1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設けた場合であっても減免できるが、減免することができる部分は、スプリンクラーヘッドの有効範囲内であること。
- 2 パッケージ型消火設備等の令第 29 条の 4 の規定に基づき、通常用いられる消防用設備等に代えて必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いているものには適用しない。
- 3 防火対象物の 11 階以上の部分に設置するものには適用しない。

第 1-5 表

火災の種類	適應能力
第 4 類の危険物	B 火災用の消火器具
可燃性液体類の指定可燃物	
電気	C 火災用の消火器具
鉄、アルミニウム、マグネシウム、カリウム等の金属	D 火災用の消火器具
上記以外	A 火災用の消火器具

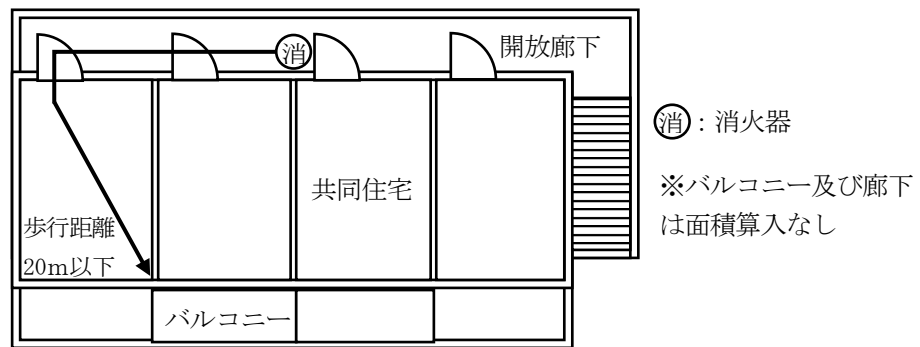
- (2) 前(1)により能力単位の数値を減少することができるが、規則第 6 条に規定する歩行距離は緩和されないこと。

5 設置方法

(1) 消火器具は、防火対象物の階毎に防火対象物の各部分及び設置を要する場所の各部分から、それぞれの一の消火器具に至る歩行距離が20m以下（大型消火器は歩行距離30m以下）となるように配置すること。

なお、消火器具の設置場所は階毎とされていることから、ペントハウス等の建基法上の階と扱われない部分には設置を要しないが、防火対象物の各部分から一の消火器具に20m以下（大型消火器は歩行距離30m以下）の歩行距離で至る必要があるため、ペントハウス等については、他の階に設けられた消火器具により当該基準に適合させる必要があること。

(2) 規則第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ、屋外階段及びこれらに類する部分で、床面積に算入されない部分は含める必要はないこと。（第1-1図参照）

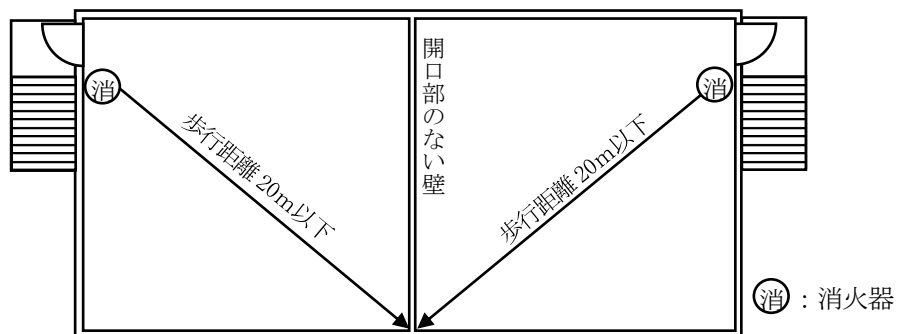


第1-1図

(3) 簡易消火用具は、設置する箇所毎に規則第6条第1項に規定する能力単位が1以上になるように設置すること。

(4) 屋外、風雨にさらされるおそれのある場所、又は蒸気、腐食性のガスが発生するおそれのある場所に設置する場合は、格納箱に収納するなど環境に応じた防護措置を講じること。

(5) 開口部のない壁で区画されている場合は、当該区画された部分毎に消火器具を設置すること。ただし、避難階等で、容易に他の区画の消火器具を使用することができ、消火器具に至る歩行距離が20m以下（大型消火器は30m以下）の部分はこの限りでない。（第1-2図参照）

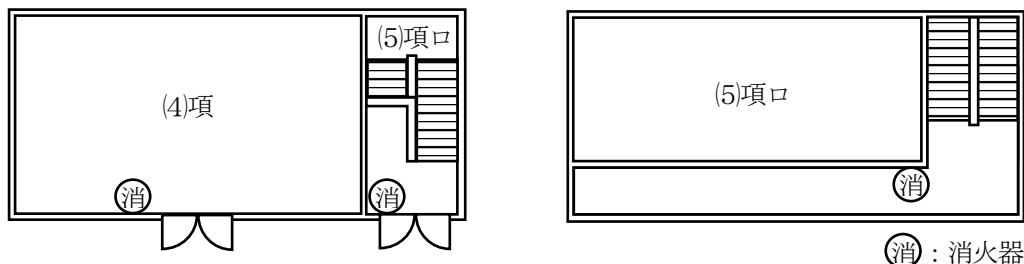


第1-2図

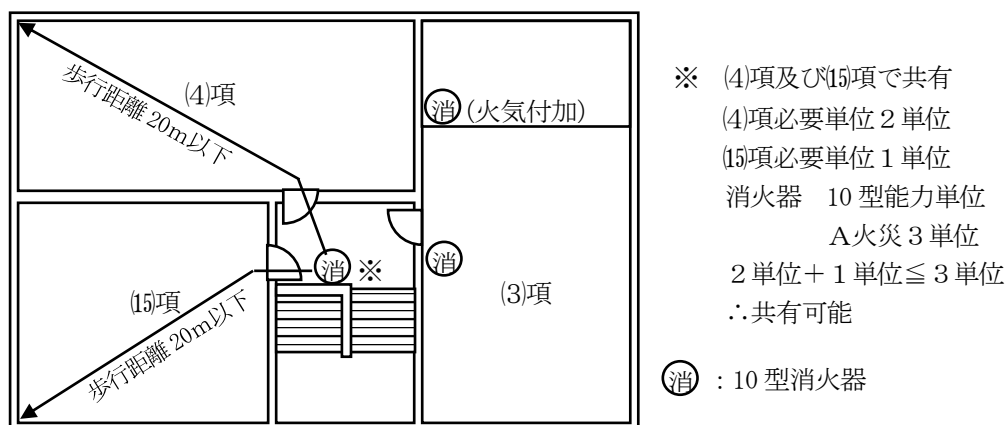
(6) 複数の用途に消火器具が必要な複合用途防火対象物にあつては、階毎に各用途の部分各々に消火器具を設置しなければならないこと。

ただし、各用途部分が狭小で、火気の使用がなく、多量の可燃物が存しない場合は、必要能力単位を満たすもの
に限り、防火対象物の管理権原や消火器具の共有等を勘案したうえで、複数の用途を一の消火器具で警戒すること
ができること。★（第1-3図参照）

(各用途に設置する例)



(ただし書きの例)



第1-3図

(7) 二酸化炭素又はハロゲン化物（ハロン 1301 を除く。）を放射する消火器は、次に掲げる防火対象物及び場所に設置してはならないこと。

ア 令別表第1(16の2)項

イ 令別表第1(16の3)項

ウ 換気について有効な開口部の面積が床面積の30分の1以下で、かつ、当該床面積が20㎡以下の地階、無窓階又は居室

6 消火器具の配置方法の緩和

次のいずれかに該当する場合は、令第32条の規定を適用し、規則第6条第6項の規定について適用しないことができる。ただし、規則第6条第1項から第6項の規定により算定した所要本数を満足していること。

(1) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール等大空間を有するもので、一の消火器具に至る歩行距離が20mを超える場合は、通行、観覧等に支障がなく、容易に使用できる客席、周壁又は当該部分に最も近い廊下等に設置することができる。

(2) 令第13条第1項に掲げる防火対象物又はその部分の防護区画内で、当該防護区画内に令第16条、第17条又は第18条で規定する技術基準により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該防護区画の出入口等の部分に集約して設置することができる。

(3) メゾネット型共同住宅その他2階層以上で一の住戸となっているもので、上階又は下階の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となる場合であり、階毎に設置することを要しないと認められる場合は、いずれかの

階のみに設置することができる。★

- (4) 精神病床、裁判所等その用途により保守管理に支障をきたすと認められるものにあつては、防火対象物の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20mを超えて、職員が常駐する室等に集中して設置することができること。なお、職員が常駐する室等が複数存する場合は、複数の室に分散して集中配置をすること。★

7 畜舎特例について

畜舎等の消火器具の配置については、家畜の飼養又は家畜の排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分を除く各部分から20m以下となるように設置すること。

また、令第32条の規定を適用した消火器具の集中配置については、集中配置を行うことが消火器具の維持管理のために適することを検討のうえ、個別に判断すること。この場合における消火器具の設置個数については、原則として上記により20m以下の歩行距離となるように配置し、必要な個数について集中配置を行うこと。ただし、歩行距離を20m以下とするために、能力単位が1の消火器具を大量に設置する等、消火に支障が生じると判断される場合に限り、歩行距離によらずに消火器具の必要単位数を満たすよう、能力単位が大きいものを設けることができること。

なお、防火対象物の面積により算出した消火器具の必要能力単位数より、歩行距離による必要数が多い場合については、消火器具の必要数以上の能力単位数となるように設置すること。（例 必要能力単位数が6単位で、歩行距離による必要消火器個数が8個の場合、10型消火器を3個以上設置すること。）★

8 付加設置

令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、規則第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器具は、次によること。

(1) 少量危険物又は指定可燃物

規則第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う部分に設ける消火器具は、危険物の類又は品名若しくは指定可燃物の種類毎に当該危険物等の消火に適応するA、B又はD火災に対応する消火器具とすること。

(2) 電気設備

規則第6条第4項の規定により、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分に設ける消火器は、C火災に対応する消火器とすること。

(3) 火気を使用する場所

規則第6条第5項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、A火災に対応する消火器具とすること。

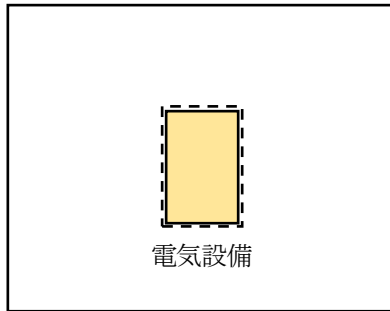
- (4) (1)から(3)に掲げる設備等のある場所の各部分から、一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように設置すること。なお、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外(防火対象物の一部に限る。以下同じ。)において、(1)から(3)に掲げる設備等が存する場合にあつても同様に設置すること。★

- (5) 令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外に、(1)から(3)に掲げる設備等が存する場合の必要能力単位等の算定は、次によること。(1-4 図参照)★

ア 付加対象設備等が1機の場合は、据付面積を前3により算出すること。

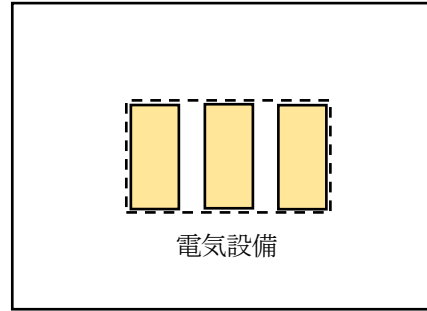
イ 付加対象設備等が複数の場合は、当該付加対象設備等が近接して設けられる場合、(1)から(3)の付加対象設備毎に一の設備として据付面積を算出し、前3により算出することができること。

(単独の設備の場合)



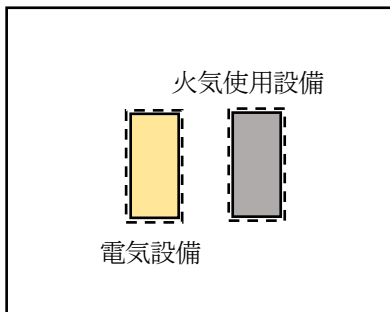
：設備の据付面積で算出

(同種別の設備を複数設ける場合)



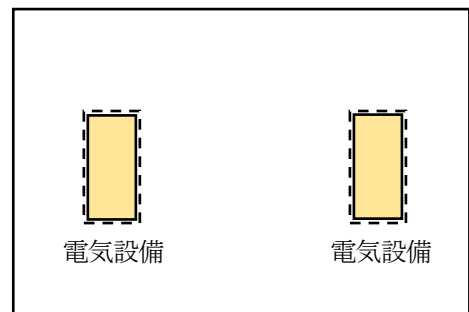
：一の設備として据付面積で算出可

(種別の異なる設備を複数設ける場合)



：設備毎の据付面積で算出

(同種別の設備を離して設ける場合)



：設備毎の据付面積で算出

複数の設備を設ける場合は、相互の距離、必要能力単位等を考慮した上、過剰設置にならないよう算出すること。

第 1-4 図

9 標識

規則第 9 条第 4 号に規定する標識は、地を赤色、文字を白色とし、大きさを短辺 8 cm 以上、長辺 24cm 以上とすること。

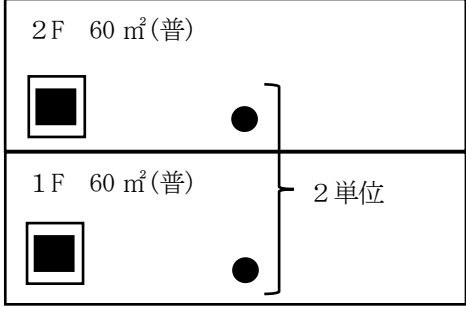
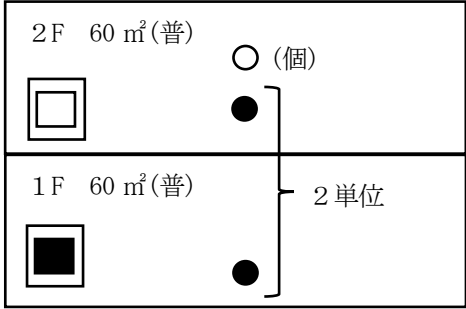
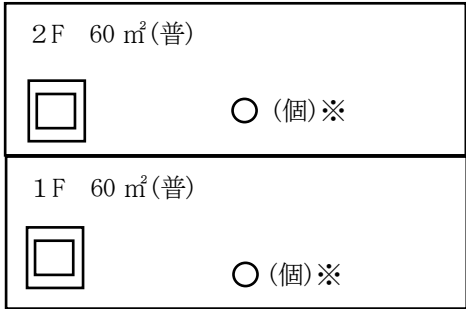
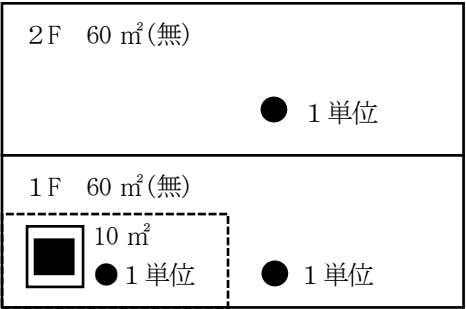
ただし、消火器具が設置されていることを容易に認識でき、かつ、当該標識と同等と認められる方法により消火器具が設置されていることを表示する場合にあっては、標識の色及び大きさを求めないことができること。★

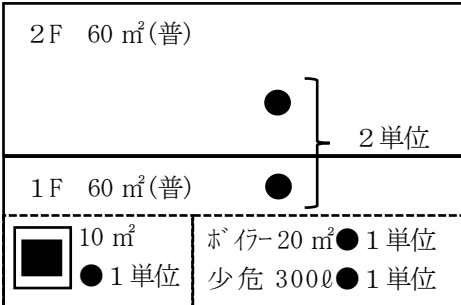
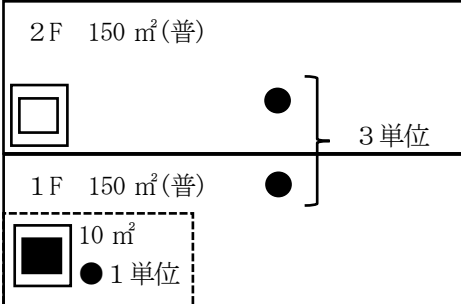
また、消火器具が設置されていることが直接視認することができる場合にあっては、地を赤色、消火器具の図を白色とし、大きさを 9 cm 角以上としたピクトグラムの標識を設置することで、令第 32 条の規定を適用し、標識を設けないことができること。

なお、不特定多数の者が利用する防火対象物、または、多数の外国人来訪者の利用が想定される防火対象物にあっては、ピクトグラムの標識を併設するよう指導すること。★

10 その他

(1) 小規模な飲食店等における消火器具の算定例

<p>1</p>	<p>条件：全館(3)項ロ、木造、延べ面積 120 m²</p> 	<p>令 10-1-1-ロ (3)項ロ 火気有 150 m²未満 ∴該当 規則 6-1 建物 120 m²×1/100 m²= 2 単位</p>
<p>2</p>	<p>条件：全館(3)項ロ、木造、延べ面積 120 m²</p> 	<p>令 10-1-1-ロ (3)項ロ 火気有 150 m²未満 ∴該当 規則 6-1 建物 120 m²×1/100 m²= 2 単位 条例 35-1-2 (3)項ロ 木造 100 m²以上 ∴該当 2F 歩行距離 20m以下 1 個</p> <p>※ 令消火器を防火対象物全体に配置した場合は、条例の規定の適用はないものであること。 (令の義務は火気がある階)</p>
<p>3</p>	<p>条件：全館(3)項ロ、木造、延べ面積 120 m²</p> 	<p>条例 35-1-2 (3)項ロ 木造 100 m²以上 ∴該当 1F 歩行距離 20m以下 1 個 2F 歩行距離 20m以下 1 個</p> <p>※ 条例の算定は、「個」として取扱うものであること。</p>
<p>4</p>	<p>条件：全館(3)項ロ、木造、延べ面積 120 m²</p> 	<p>令 10-1-1-ロ (3)項ロ 火気有 150 m²未満 ∴該当 規則 6-1 建物 120 m²×1/100 m²= 2 単位 (無窓階を含めて配置) 規則 6-5-2 コンロ 1F 10 m²×1/25 m²= 1 単位</p>

5	<p>条件：全館(3)項口、木造、延べ面積 120 m²</p>  <p>2F 60 m²(普)</p> <p>1F 60 m²(普)</p> <p>10 m² ● 1 単位</p> <p>ボイラー 20 m² ● 1 単位</p> <p>少危 300ℓ ● 1 単位</p> <p>2 単位</p>	<p>令 10-1-1-ロ (3)項口 火気有 150 m²未満 ∴該当</p> <p>規則 6-1 建物 120 m²×1/100 m²= 2 単位</p> <p>規則 6-3 少危 300ℓ×1/1,000ℓ= 1 単位</p> <p>規則 6-5-1 ボイラー 20 m²×1/25 m²= 1 単位</p> <p>コンロ 1F 10 m²×1/25 m²= 1 単位</p> <p>規則 6-6-1 2F 歩行距離 20m以下 1 個</p>
6	<p>条件：全館(3)項口、木造、延べ面積 300 m²</p>  <p>2F 150 m²(普)</p> <p>1F 150 m²(普)</p> <p>10 m² ● 1 単位</p> <p>3 単位</p>	<p>令 10-1-1-ロ (3)項口 火気有 ∴該当</p> <p>規則 6-1 建物 300 m²×1/100 m²= 3 単位</p> <p>規則 6-5 コンロ 1F 10 m²×1/25 m²= 1 単位</p> <p>2F 10 m²×1/25 m²= 1 単位</p>

凡例

- ・・・火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置が講じられたものを除く。）
- ・・・火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置※が講じられたもの。）
- ・・・令消火器、○・・・条例消火器、（普）・・・普通階、（無）・・・無窓階

※ 防火上有効な措置とは、次のことをいうものであること。

1 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

2 自動消火装置

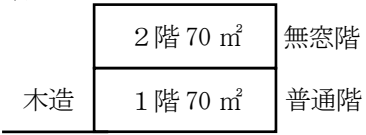
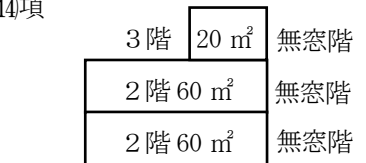
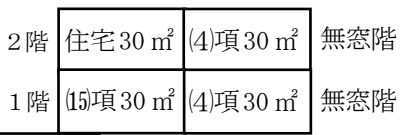
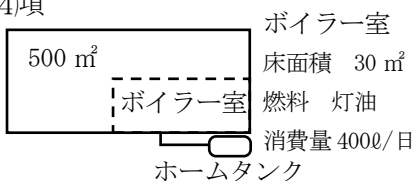
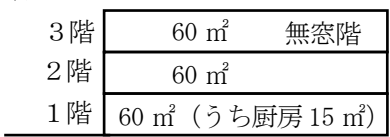
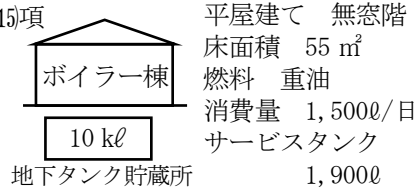

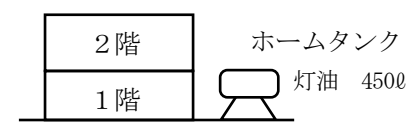
「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成 14 年総務省令第 24 号）第 11 条第 7 号に規定するものうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいうものであること。

3 その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいうものであること。

なお、吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については該当しないものであること。

(2) 消火器具の必要能力単位算定の誤りが多い例

	事例	誤	正
例1	<p>(5)項ロ</p> 	<p>5号該当</p> <p>2階 70 m² ≥ 50 m²</p> <p>70/100=1単位</p>	<p>2階 5号該当</p> <p>70 m² ≥ 50 m² 70/100=1単位</p> <p>1階 条例該当</p> <p>140 m² ≥ 100 m² 70/100=1単位</p>
例2	<p>(14)項</p> 	<p>140 m² ≥ 50 m²</p> <p>140/100=2単位</p>	<p>5号該当</p> <p>1階 60 m² ≥ 50 m² 60/100=1単位</p> <p>2階 60 m² ≥ 50 m² 60/100=1単位</p> <p>3階 20 m² < 50 m² 義務なし</p>
例3	<p>(16)項イ</p> 	<p>義務無</p> <p>1階 4項 30 m² < 50 m²</p> <p>15項 30 m² < 50 m²</p> <p>2階 4項 30 m² < 50 m²</p>	<p>5号該当</p> <p>1階 60 m² ≥ 50 m² 4項 30/100=1単位</p> <p>15項 30/200=1単位</p> <p>2階 60 m² ≥ 50 m² 4項 30/100=1単位</p>
例4	<p>(4)項</p> 	<p>建物</p> <p>500/100=5単位</p> <p>付加 ボイラー室</p> <p>30/25=2単位</p>	<p>2号該当</p> <p>建物 500 m² ≥ 150 m² 500/100=5単位</p> <p>付加</p> <p>(1) ボイラー室 30/25=2単位</p> <p>(2) 少量危険物 400/1,000=1単位</p>
例5	<p>(15)項</p> 	<p>建物</p> <p>60/200=1単位</p> <p>付加 厨房</p> <p>15/25=1単位</p>	<p>5号該当</p> <p>3階 60 m² ≥ 50 m² 60/200=1単位</p> <p>厨房に対する付加義務なし</p>
例6	<p>(15)項</p> 	<p>5号該当</p>	<p>4号該当</p> <p>建物 55/200=1単位</p> <p>付加 ボイラー室 55/25=3単位</p> <p>少量危険物 1,900/2,000=1単位</p>
例7	<p>(14)項</p> 	<p>義務なし</p>	<p>4号該当</p> <p>建物 3.3/100=1単位</p> <p>付加 少量危険物 450/1,000=1単位</p>
例8		<p>付加設置させる</p>	<p>付加義務なし</p> <p>(設置するように指導は行う。★)</p>

例 9	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">3階</td> <td style="padding: 2px;">住宅</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2階</td> <td style="padding: 2px;">倉庫</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1階</td> <td style="padding: 2px;">倉庫</td> </tr> </table> 木造3階建て	3階	住宅	2階	倉庫	1階	倉庫	義務なし	条例第35条第1項1号該当 3階居室あり 全体に義務有 各階歩行距離20m以内に1個設置必要 面積で除する規定なし
3階	住宅								
2階	倉庫								
1階	倉庫								
例 10	(16)項口 木造 延べ面積 280 m ² <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(5)項口</td> <td style="padding: 2px;">140 m²</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(15)項</td> <td style="padding: 2px;">140 m²</td> </tr> </table>	(5)項口	140 m ²	(15)項	140 m ²	義務なし	条例第35条第1項第2号該当 5項口 140 m ² ≥ 100 m ² 5項口部分に義務あり 歩行距離20m以内に1個設置必要 面積で除する規定なし		
(5)項口	140 m ²								
(15)項	140 m ²								